

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（案）

制定：平成 21 年 10 月 30 日
一部改正：平成 22 年 2 月 5 日
一部改正：平成 23 年 月 日

（目的）

第1条 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、京浜交通圏（以下、「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

（1）地域計画の作成

（2）次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
- ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

（3）特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、法第8条第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 神奈川県知事又はその指名する者
 - ② 横浜市長又はその指名する者
 - ③ 川崎市長又はその指名する者
 - ④ 横須賀市長又はその指名する者
 - ⑤ 三浦市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 社団法人神奈川県タクシー協会 会長
 - ② 神奈川県個人タクシー協会 会長
 - ~~③ 平和交通株式会社 取締役副社長~~
 - ③ 神奈川都市交通株式会社 代表取締役
 - ④ 川崎タクシー株式会社 代表取締役
 - ⑤ 岡タクシー有限会社 代表取締役
- (4) 労働組合等
 - ① 全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者
- (5) 地域住民
 - ① 横浜市消費生活総合センター所長又はその指名する者
 - ② 川崎商工会議所会頭又はその指名する者
 - ③ 横須賀商工会議所会頭又はその指名する者
- (6) その他協議会が必要と認める者
 - ① 神奈川県警察本部交通部交通規制課長
 - ② 神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
 - ③ 神奈川労働局労働基準部監督課長
 - ~~④ 一般財団法人神奈川タクシーセンター常務理事~~
 - ④ 一般財団法人神奈川タクシーセンター管理指導部長
 - ⑤ 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社企画部長
 - ⑥ 京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻教授 藤井 聡

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し協議会を開催する。~~とともに、協議の場を総括する。~~

3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

5 協議会に座長をおくことができる。なお、座長は構成員の中より指名する。

6 座長は、協議会の議事運営を統括する。

7 座長に事故等がある場合には、会長がその職務を代理する。

8 座長の任期は平成24年9月30日までとする。

9 協議会には事務局を設置する。

10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

12 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。

13 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。

14 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員のうちタクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えることとし、議決は過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 関東運輸局長又はその指名する者が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

(1) の議決方法を持って決することとする。

15 協議会は、定期的を開催することとする。

また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

特定地域におけるタクシー事業の 適正化及び活性化の推進について

I . 特定事業計画の進捗状況

1. 特定事業計画認定申請状況、認定状況(H23年3月末現在)

営業区域名	地域計画 合意	法人タクシー									個人タクシー		
		事業者数 (H23. 3末)	申請				認定				事業者数 (H23. 3末)	申請者数	認定 事業者数
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定 事業者数	うち事業再構築を定めた者					
				申請者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数			
京浜交通圏	H22.3.23	118	118	91	267	111	118	91	267	111	2,423	2,414	2,399
県央交通圏	H22.3.29	55	55	34	41	51	55	34	41	51	340	337	337
湘南交通圏	H22.4.22	13	13	10	9	11	13	10	9	11			
小田原交通圏	H22.4.29	15	15	12	22	19	15	12	22	19			

営業区域名	基準 車両数 ①	現在 車両数 ② (H23. 3末)	減車率 1-(②/①)	申請された減・休車 がすべて実施され た場合の車両数 ③	減車率 1-(③/①)	適正と考えられる 車 両 数	基 準 車 両 数 と 適 正 と 考 え ら れ る 車 両 数 と 乖 離
京浜交通圏	7,629	6,955	8.8%	6,945	9.0%	5,150 ～ 5,950	約20% ～ 約30%
県央交通圏	2,509	2,251	10.3%	2,248	10.4%	2,000 ～ 2,300	約10% ～ 約20%
湘南交通圏	429	390	9.1%	390	9.1%	310 ～ 350	約20% ～ 約30%
小田原交通圏	575	511	11.1%	510	11.3%	450 ～ 500	約10% ～ 約20%

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(1/3)

京浜交通圏(1/2)

特定事業計画	事業者数 (重複あり)
アイドリングストップ運動の推進	50 社
デジタルタコグラフ及びドライブレコーダー等を活用した事故防止等安全教育の実施	43 社
ドライブレコーダーや防犯カメラの導入	23 社
デジタルタコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	20 社
勤務シフトの転換などによる効率性の向上とこれに伴う1台当たりの生産性の向上	20 社
映像記録型ドライブレコーダーの導入	11 社
運転者のマナー向上のための教育・研修の充実	10 社
デジタル式GPS-AVM無線機器の導入と効率的な配車(再掲)	8 社
デジタル式GPS-AVM無線機器の導入と効率的な配車(共同配車センター設置)	7 社
ハイブリッド車、EV車等の低公害車の導入促進	7 社
GPS機器の活用による車両滞留防止への取組み	5 社
アイドリングストップ車の導入	5 社
タクシー事業者における地理教育の徹底	4 社
交通事故ゼロ運動等の実施・推進	4 社
エコドライブコンテストの実施	4 社
勤務シフトの見直しによる労働時間の短縮	4 社
仮眠施設、休憩施設等の福利厚生施設の充実	4 社
目的地登録サービス(マイ・タクシー)の導入	3 社
早朝予約の積極受注の推進	3 社
事業者におけるホームページの開設・拡充	3 社
デジタルタコグラフの導入	3 社
アルコールチェッカーの導入	3 社
デジタルGPS-AVM機器導入による計画的配車の実施	3 社
繁華街及び駅周辺路上の違法付け待ち車両排除の街頭指導の強化推進	3 社
地域社会における防犯(SOS防犯タクシー、タクシーパトロール等)への協力	3 社
健康診断の項目の充実	3 社
電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	2 社
カーナビの導入	2 社
自社乗り場の設置・運営	2 社
社内無事故コンクールの導入・拡充	2 社
タクシーセンター運転者記録証明書・タク特法タクシー運転者登録システムによる業務経歴証明書の確認の徹底	2 社
待機時における路上喫煙を撲滅するために指導を強化	2 社
観光タクシーの運行	2 社

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(2/3)

京浜交通圏(2/2)

特定事業計画	事業者数 (重複あり)
観光タクシー等について観光協会等のタイアップ強化	2 社
地域社会における治安維持への協力	2 社
地域社会における防災(防災タクシー等)への協力	2 社
防犯仕切板の導入	2 社
女性が勤務しやすい職場環境の構築及び施設の充実	2 社
グリーン経営認証による継続的な事業の効率化	2 社
子育て支援等新たな需要開拓に向けた取組の強化	2 社
選任している利用者モニターからの意見を事業に反映活用	1 社
ケア輸送サービス充実のために介護資格等の取得及びケア輸送従事者研修会受講の促進	1 社
モバイル配車サービスの導入(携帯電話からのメールによる配車)	1 社
チャイルドシートの導入	1 社
ハイグレード車の導入	1 社
子育て支援タクシーの運行	1 社
妊婦支援タクシーの運行	1 社
運輸安全マネジメント講習の受講	1 社
運行管理者・整備管理者研修の充実	1 社
神奈川県主催セーフティチャレンジコンクールへの参加	1 社
事業用自動車事故防止コンクールへの参加	1 社
後付アイドリングストップ装置の導入	1 社
グリーン経営認証の取得	1 社
スイカ・パスモ等のICカードと連動できるシステムの構築	1 社
他の公共交通機関の輸送障害発生時における代替輸送の連携強化	1 社
観光案内ライセンスの取得の促進	1 社
接客サービス講習会の実施	1 社
子供110番への協力	1 社
賃金制度・乗務員負担制度の見直し	1 社
防犯訓練の実施	1 社
定時制運転者の採用年齢制限の導入と若年労働者の積極的な雇用の促進	1 社
女性運転者の雇用の促進	1 社

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(3／3)

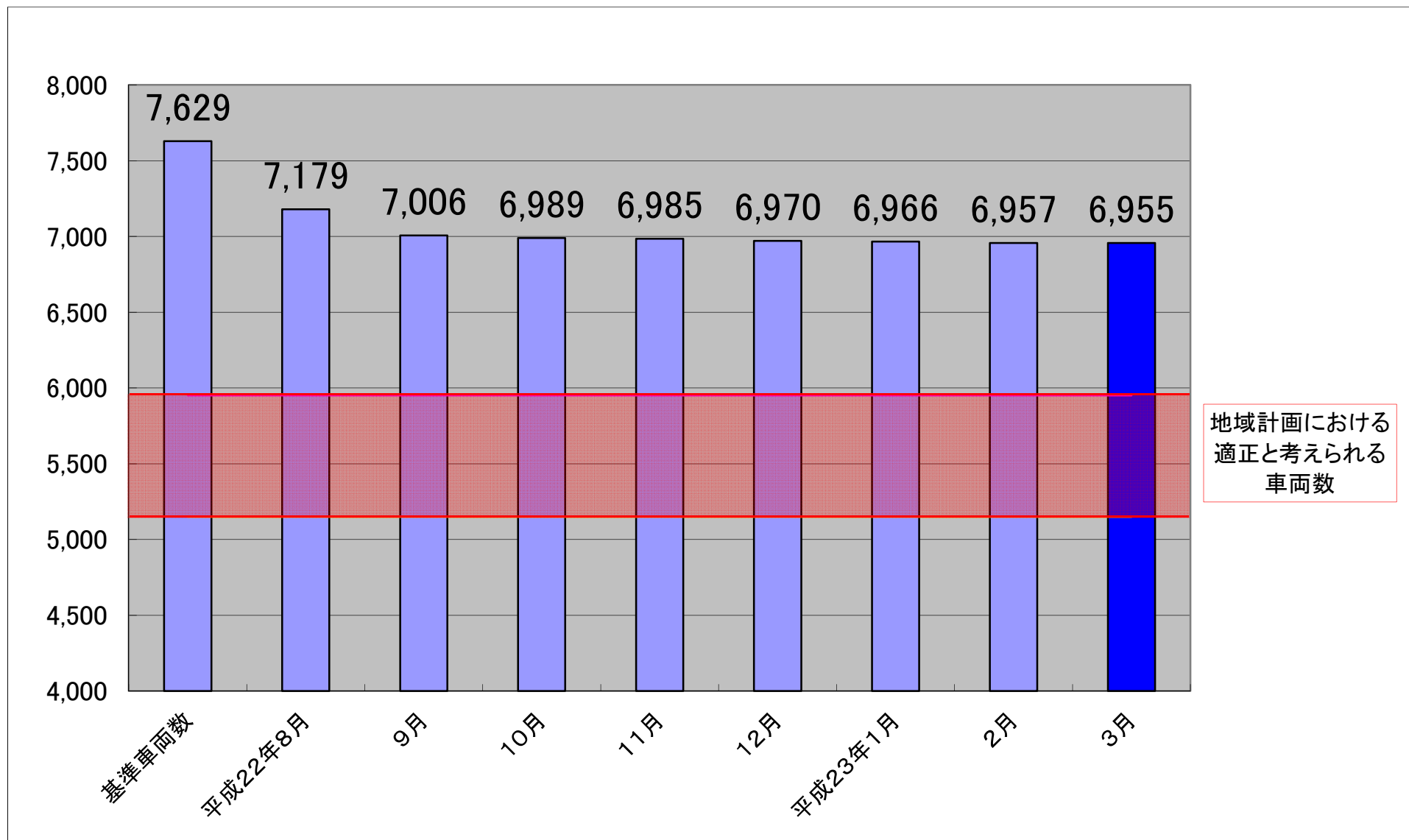
個人事業者

事業計画	事業者数	
	京浜地区	県央地区
マスターズ制度への参加	25	3
デビット・クレジットカード決済器の導入	46	2
カーナビの導入	33	1
映像記録型ドライブレコーダーの導入	171	8
安全運転講習会の受講	2,358	333
交通事故ゼロ運動等の実施 (所属団体の実施する無事故運動への参加)	2,358	333
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	9	0
防犯カメラの導入	160	9
防犯仕切り板の導入	119	3
サービス向上のための教育・研修の充実 (期限更新時接客研修の受講)	2,358	333
サービス向上のための研修の充実 (ワンフレーズキャンペーンの実行)	2,358	333
アイドリングストップ運動の推進	2	0
ショットガン方式の実施	0	0
混雑地域におけるナンバープレート等による乗入制限	0	0
その他	3	0
合計	10,000	1,358

Ⅱ．事業再構築の進捗状況

1. 事業再構築(減・休車)認定後の実施状況

京浜交通圏



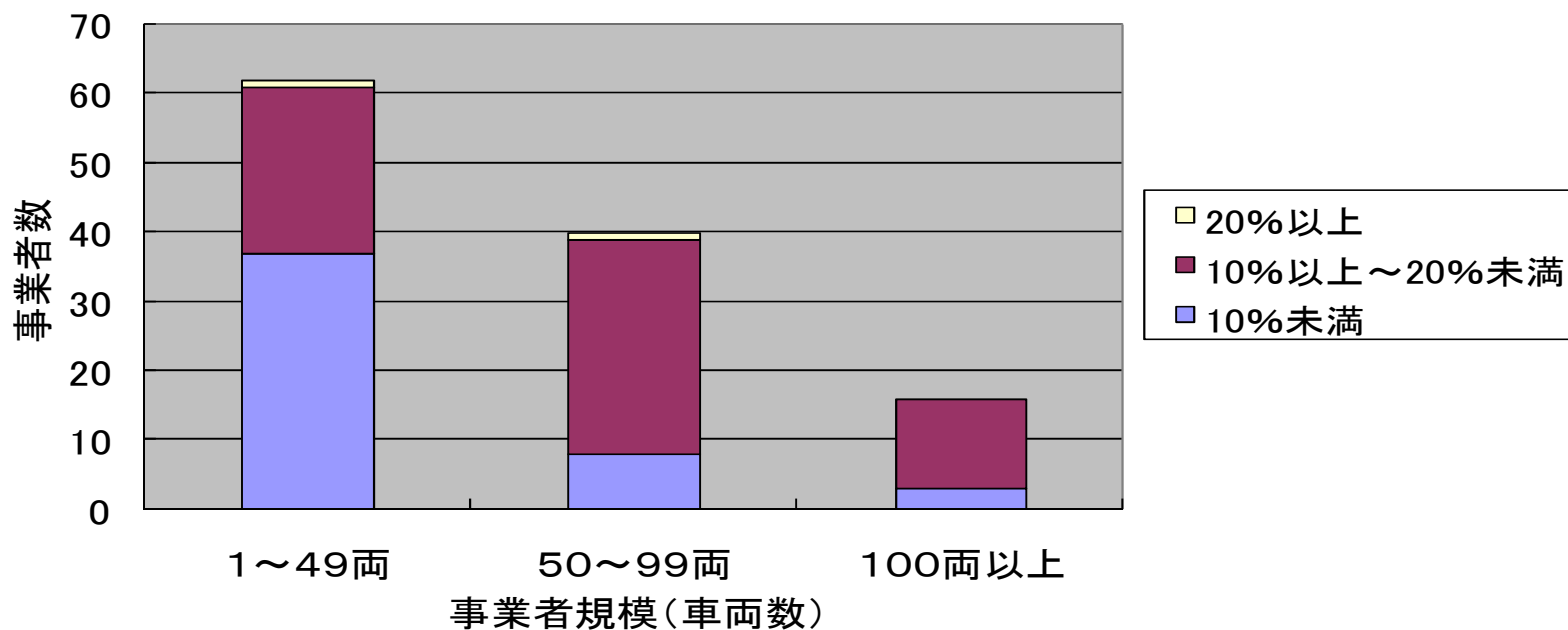
※資料: 神奈川支局

2. 事業規模別にみた特定事業計画認定申請状況

京浜交通圏(最低車両数10両)

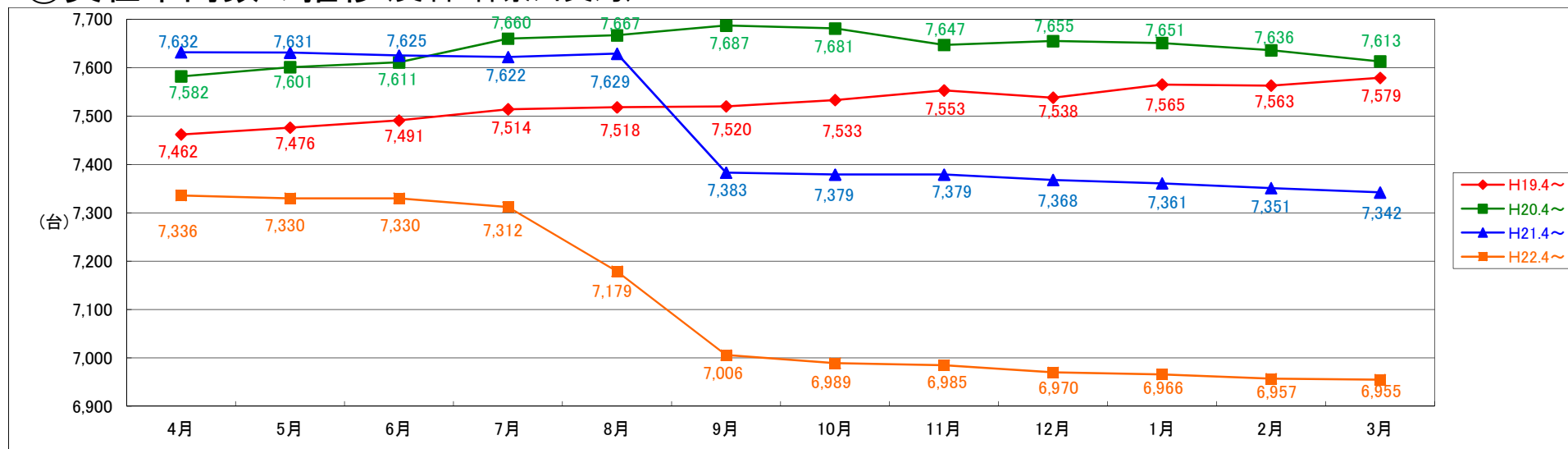
認定状況について規模別でみると、事業規模に関係なく2社を除く事業者が20%未満の事業再構築となっている。また、事業規模が小さくなるにつれ事業再構築が10%未満となる事業者が増加している。

事業者規模 基準車両数からの削減率	1～49両 (62)	50～99両 (40)	100両以上 (16)
20%以上	1	1	0
10%以上～20%未満	24	31	13
10%未満	37	8	3

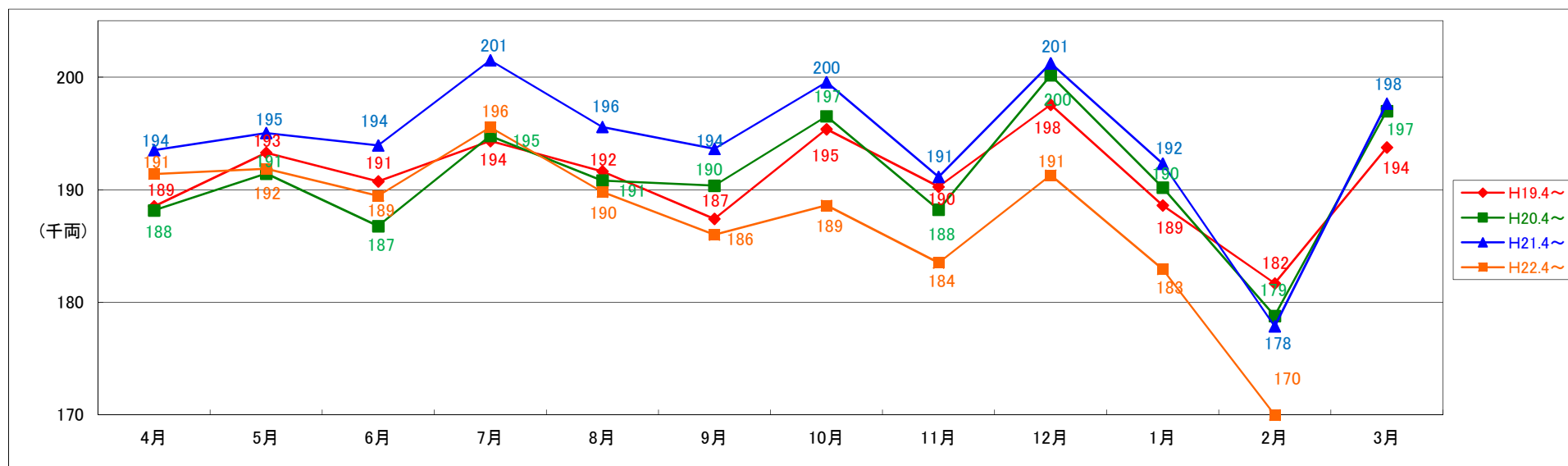


3. 各種指標の比較(京浜交通圏 1/3)

① 実在車両数の推移(資料: 神奈川支局)



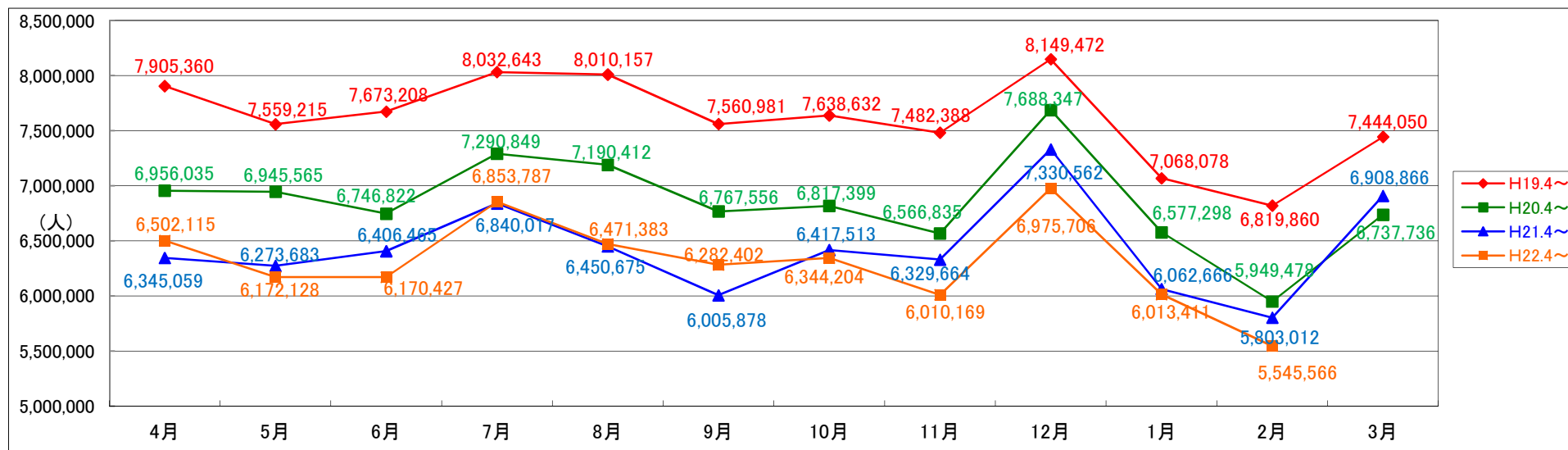
② 延べ実働車両数の推移



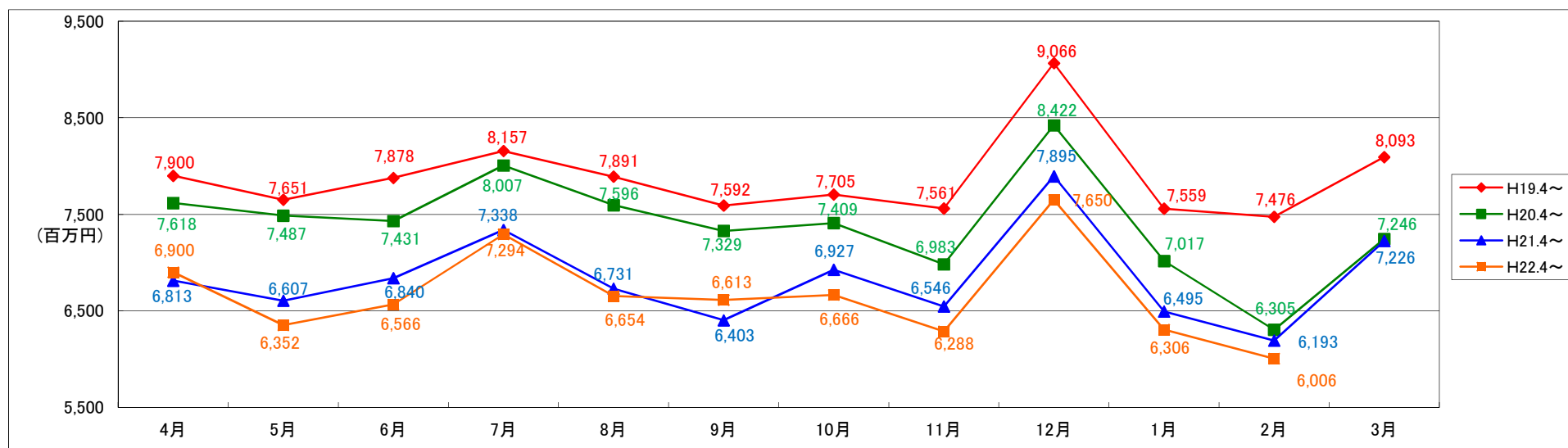
※神タ協会調べ

3. 各種指標の比較(京浜交通圏 2/3)

③輸送人員の推移



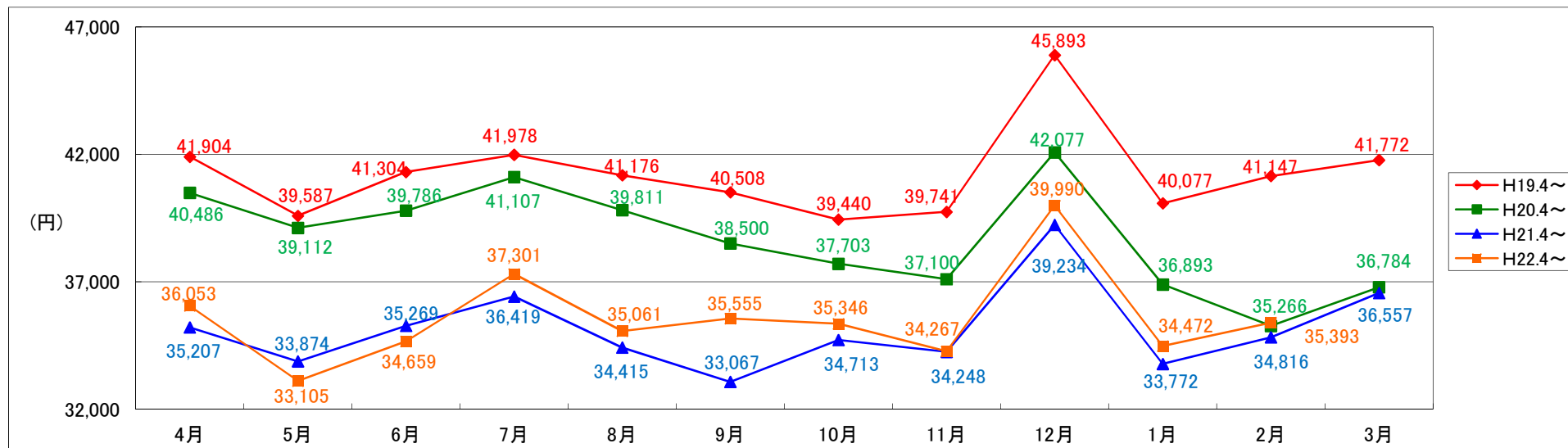
④営業収入の推移



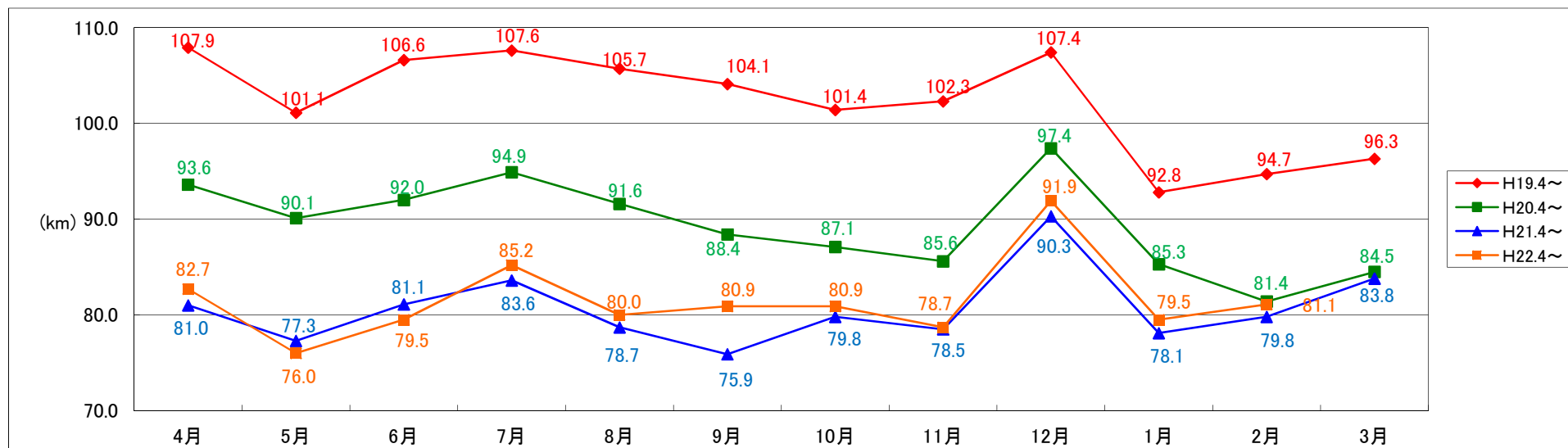
※神タ協会調べ

3. 各種指標の比較(京浜交通圏 3／3)

⑤日車營收の推移



⑥日車実車キロの推移

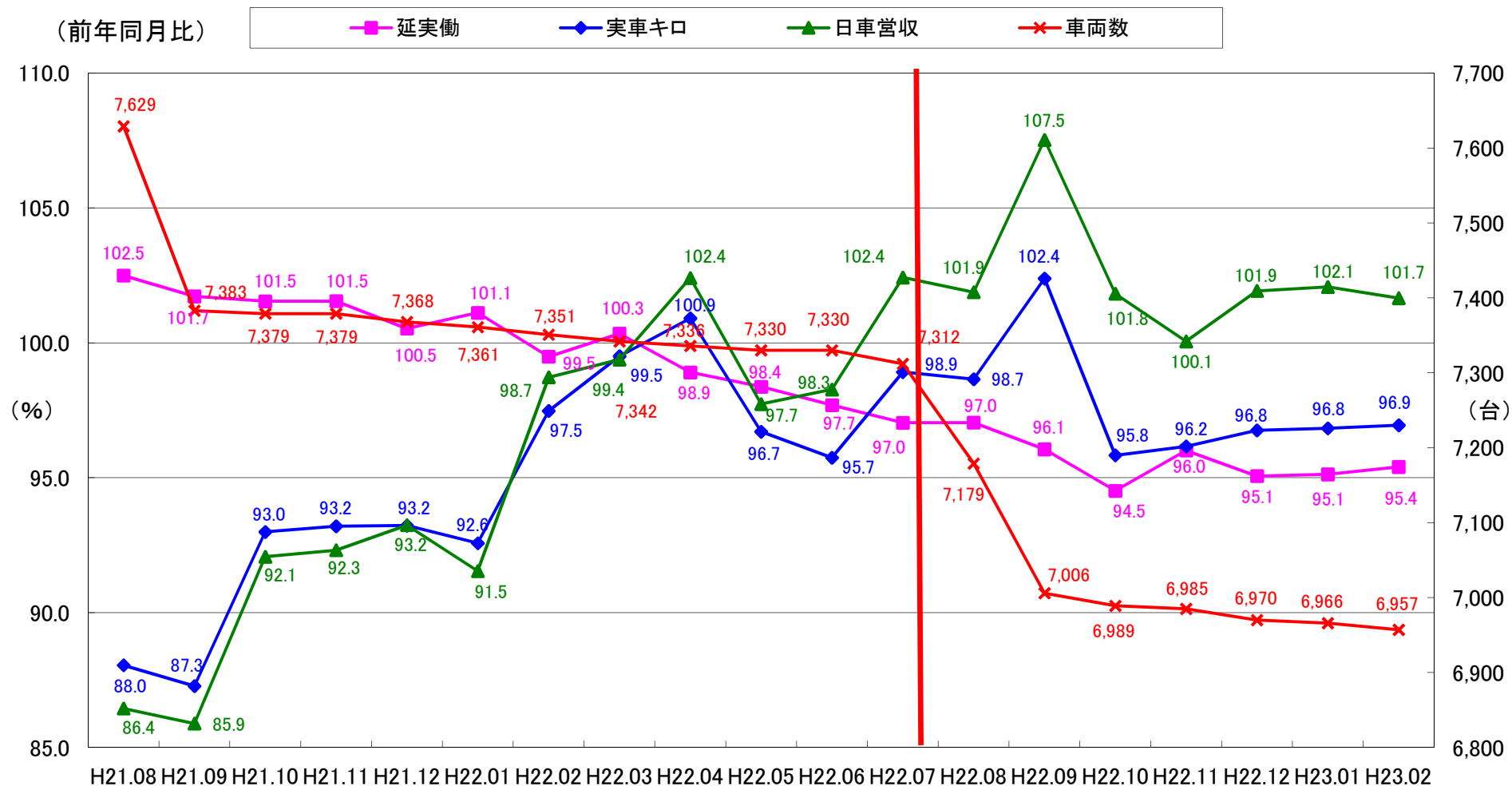


※神タ協会調べ

4. 車両台数と総需要量(実車キロ)、総供給量(延実働)、日車營收の推移

京浜交通圏

総需要量(実車キロ)は低迷が続いている。23年1月の実績も前年同月を下回っている状況。特定事業計画認定後(H22.7.28)、事業再構築(減車・休車)が進み、総供給量(延実働)も着実に減少している。日車營收は、車両数減少に伴い対前年同月を上回っており改善が図られていると思われる。



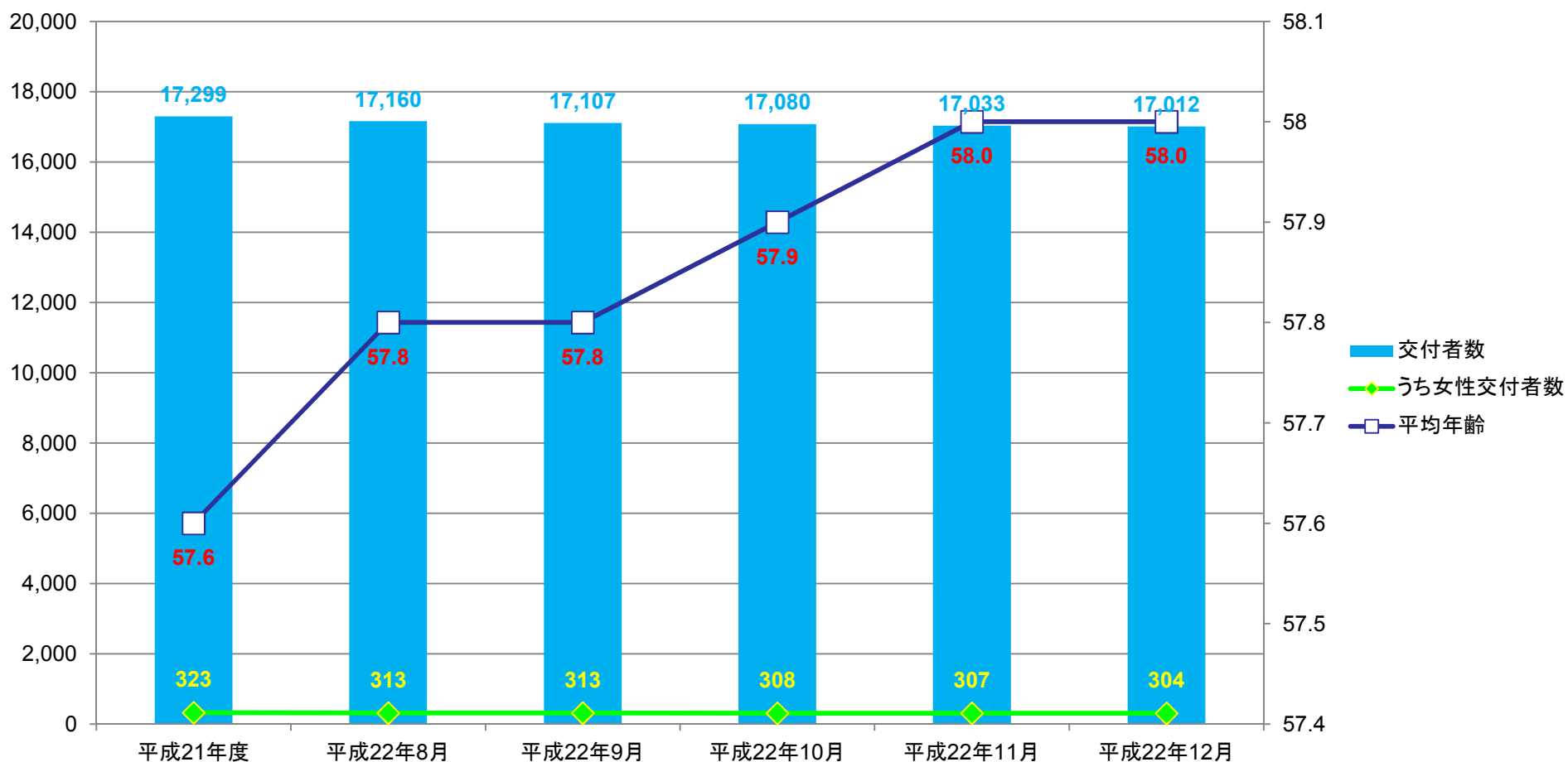
赤線は特定事業計画認定日

※神タ協会調べ

5. タクシー運転者証及び事業者乗務員証の交付件数の推移

京浜交通圏

法人の車両減少に伴い、運転者証等の交付件数も微減ではあるが減少傾向にある。交付件数に比べ、運転者の平均年齢は増加しており、魅力ある職場作りが今後の課題といえる。

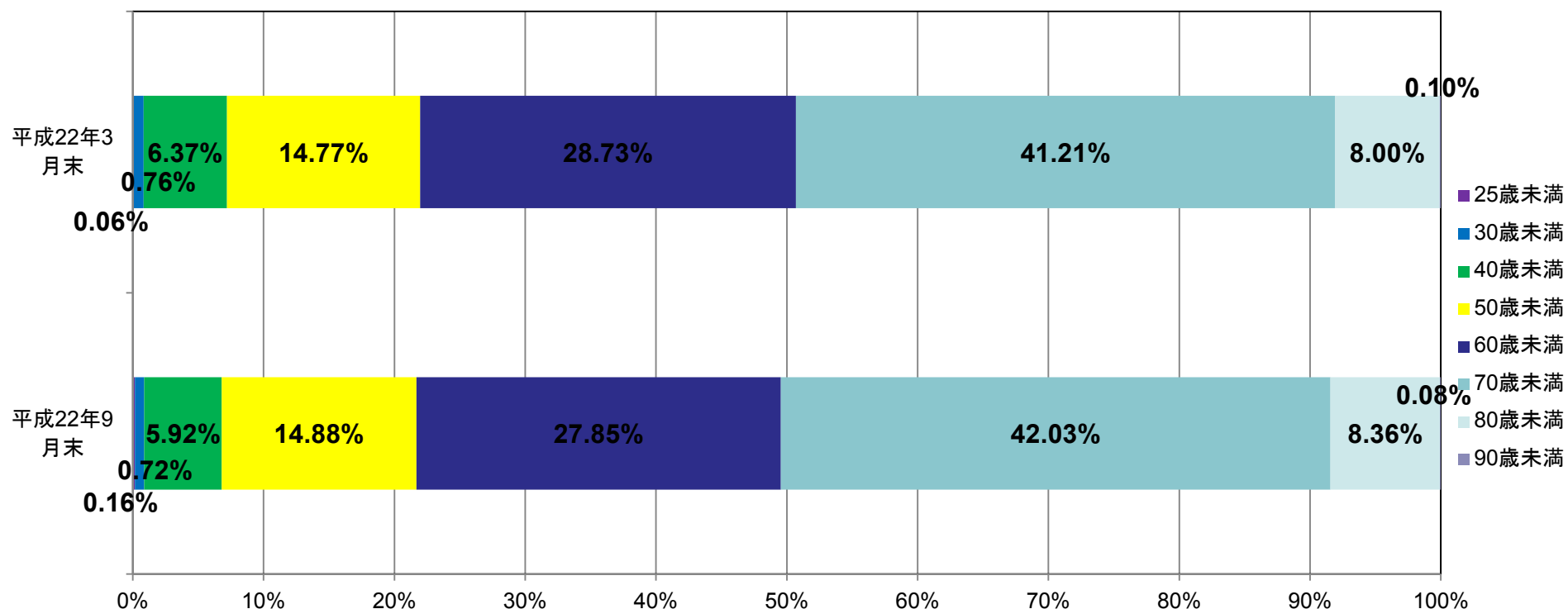


※神奈川県タクシーセンター調べ

6. タクシー運転者の年齢構成の推移

京浜交通圏

年齢については、運転者証等の資料において示しているとおり、高齢化が進んでいる状況。今後は、賃金面を含め、若者が魅力ある職場と感じる改善が必要。また、少子高齢化が更に進む事を考慮し、安定した輸送を確保するために中長期的な運転者確保計画の検討が必要不可欠。

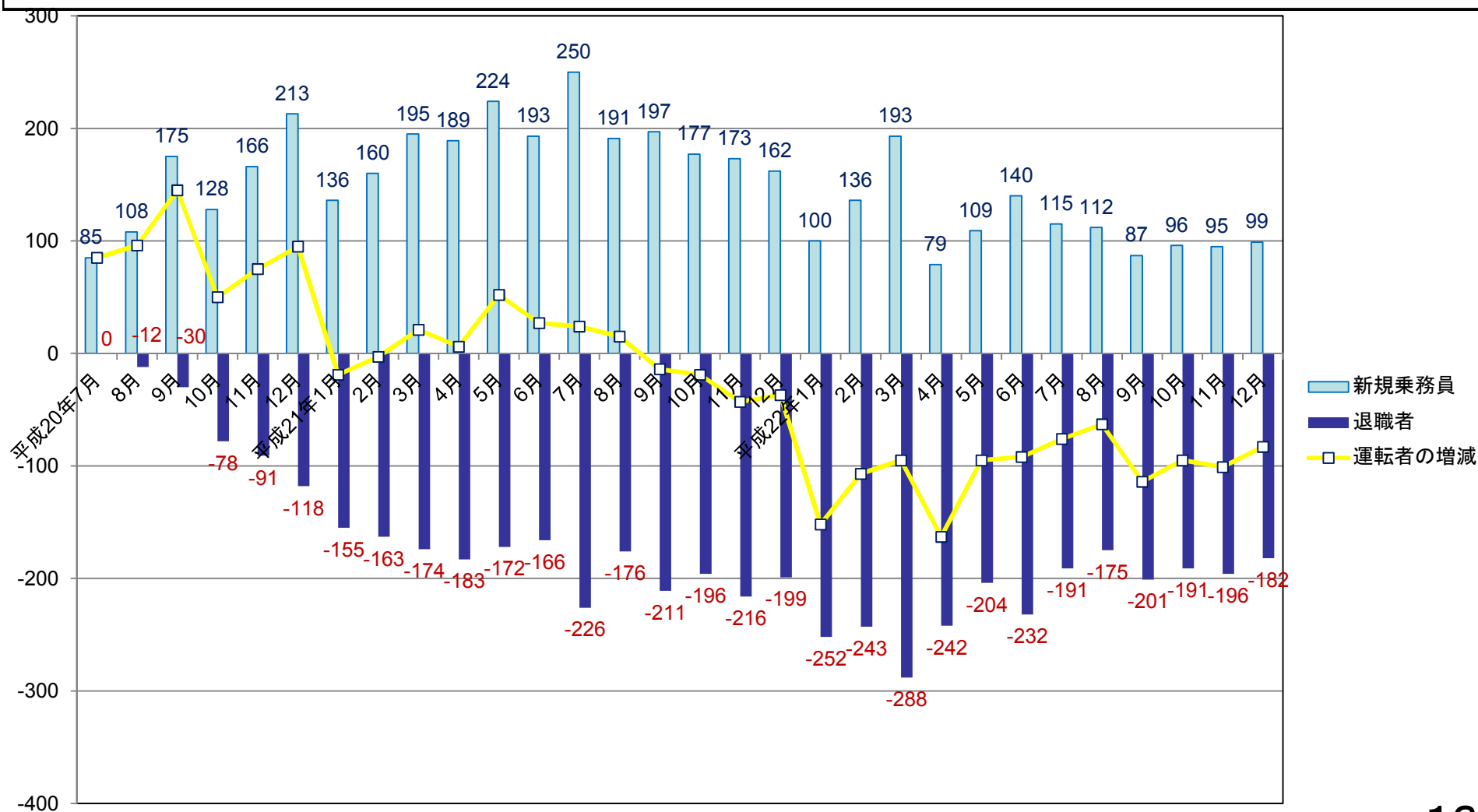


※神奈川タクシーセンター調べ(法人、個人含む)

7. タクシー運転者の最近の状況(新規・退職)

京浜交通圏

21年9月以降退職者数が新規採用者数を上回っている。これに伴い、運転者数も減少となっている。
21年10月施行のタクシー新特措法の趣旨に基づき業界全体が実在車両の減少ヘシフトしているためと思われる。

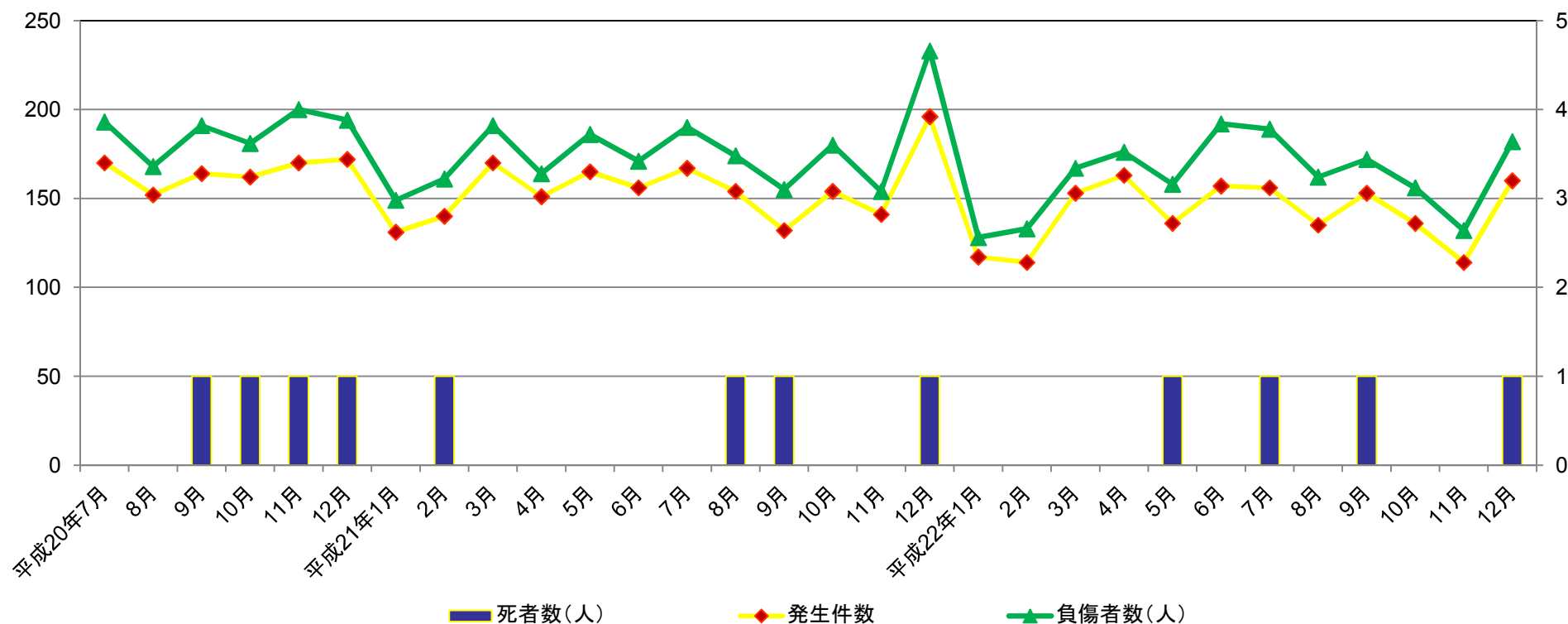


※神タ協会調べ

8. 事故件数の推移

京浜交通圏

21年と22年を比較すると、タクシーが当事者となっている事故件数は減少している。しかしながら、死者数は減少していないことから、更なる安全運転への取組が必要。

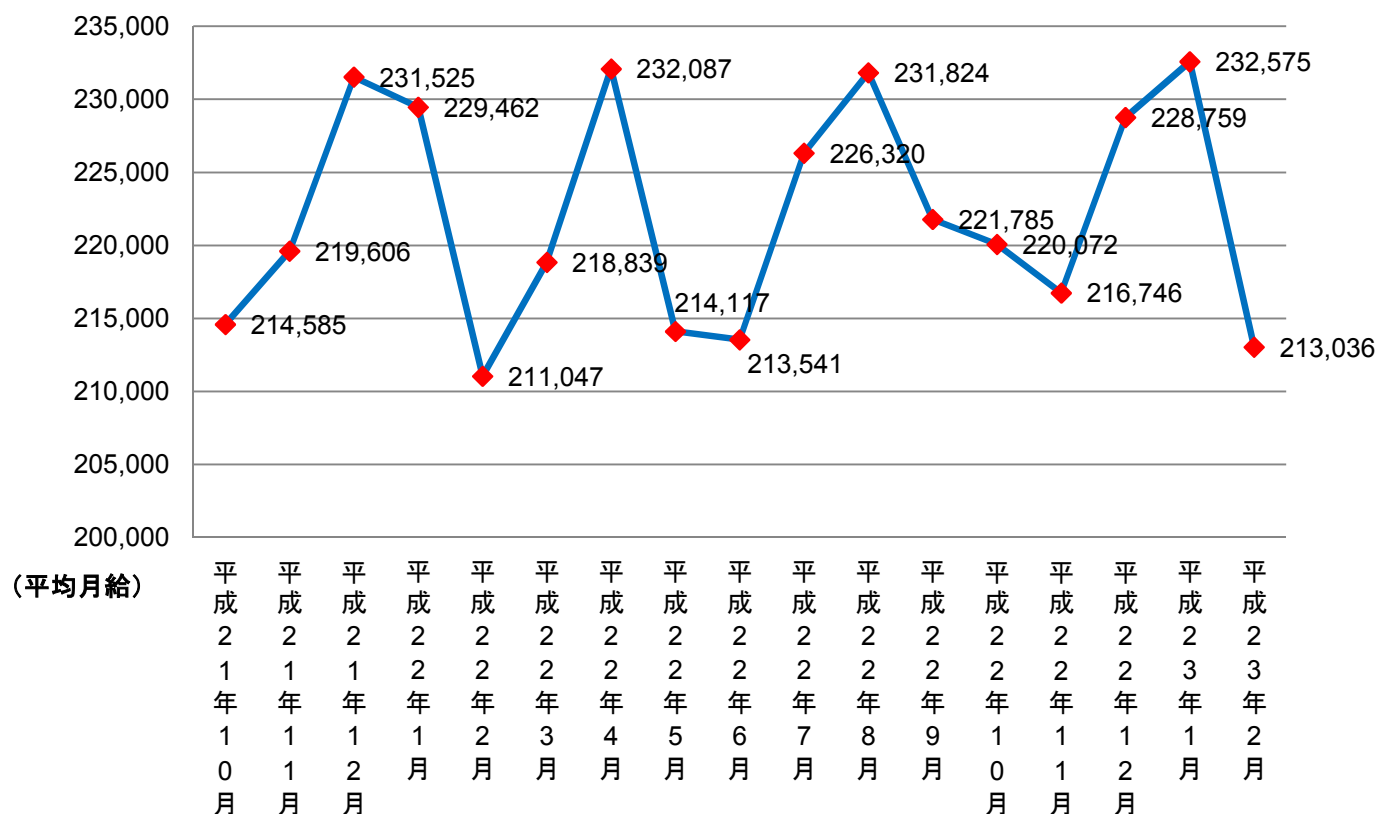


	平成21年1月～12月	平成22年1月～12月	増減率
発生件数	1, 857	1694	-8. 78%
死者数	4	4	0. 00%
負傷者数	2, 108	1947	-7. 64%

9. タクシー運転者の平均賃金(原価計算対象事業者平均)の推移

タクシー事業者の平均賃金の推移をみると、21万円～23万円で推移している。22年7月28日に特定事業計画が認定され事業再構築(減・休車)も併せて実施しているが、給与自体は事業認定後も前年同月と大きく変化しているものではない。

月額平均を年額に換算すると約260万円(一時金含まず)と低い水準であり、神奈川全産業男性労働者の平均年収約470万円(一時金含まず)と比較すると、依然として大きな開きがある。



※神々協会調べ

Ⅲ. 活性化に向けた取組状況

環境問題への貢献:ハイブリッド車、EV車等の低公害車の導入促進

○地域計画の目標(環境問題への貢献)

- ・政府目標の達成に貢献する取組として環境適応車の積極的な導入
- ・神奈川県が導入を推進している電気自動車についても業界として導入を推進

低公害車両導入状況(法人)

	20年度	21年度	22年度
ハイブリッド	21	50	55
電気自動車	—	—	21



低公害車両導入状況(個人)

	20年10月	21年度	22年度
ハイブリッド	46	—	195
電気自動車	—	—	1

※HVに関して22年度は20年度に比べ法人で34台、個人で149台増加している。

環境に優しい低公害車両が確実に増加している。

※電気自動車は従来のタクシーに比べ二酸化炭素の排出量が1/4

(参考)横浜地区EV導入事業者

東宝タクシー(株) 1台、日野交通(株) 4台、神奈川都市交通(株) 2台、日本サントスキャブ(株) 4台
(株)グリーンキャブ 1台 計12台

横須賀地区EV導入事業者

京王自動車(株) 2台、岡タクシー(有) 1台、オリオンタクシー(株) 2台、京急中央交通(株) 3台、(有)いずみタクシー1台
個人タクシー 1台 計10台

○23年度国の支援→低公害車普及促進対策事業(1,038百万円)

- ・環境対策の促進を図ることが重要。中小企業が多い運送事業者の次世代自動車の導入を支援。

安全性の維持向上：デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの導入状況

- ・ドライブレコーダーは県内事業者において既に約63%、京浜地区においては約63%の装着率となっている。
- ・デジタルタコグラフについては、県内事業者で約49%、京浜においては約54%の装着率である。
- ・装着率は地域ごとにバラツキがあるため、事故防止、乗務員教育、計画配車を踏まえたサービス向上策の一環として更なる導入に取り組むことが必要。

	ドライブレコーダー			デジタルタコグラフ		
	22年3月末			23年3月末		
	車両数	装着数	装着率	車両数	装着数	装着率
京浜交通圏(115)	6,883	4,308	62.6%	6,883	3,724	54.1%
県央交通圏(55)	2,251	1,470	65.3%	2,251	848	37.6%
湘南交通圏(13)	390	304	77.9%	390	198	50.7%
小田原交通圏(15)	511	199	38.9%	511	119	23.2%
計	10,035	6,281	62.6%	10,035	4,889	48.7%

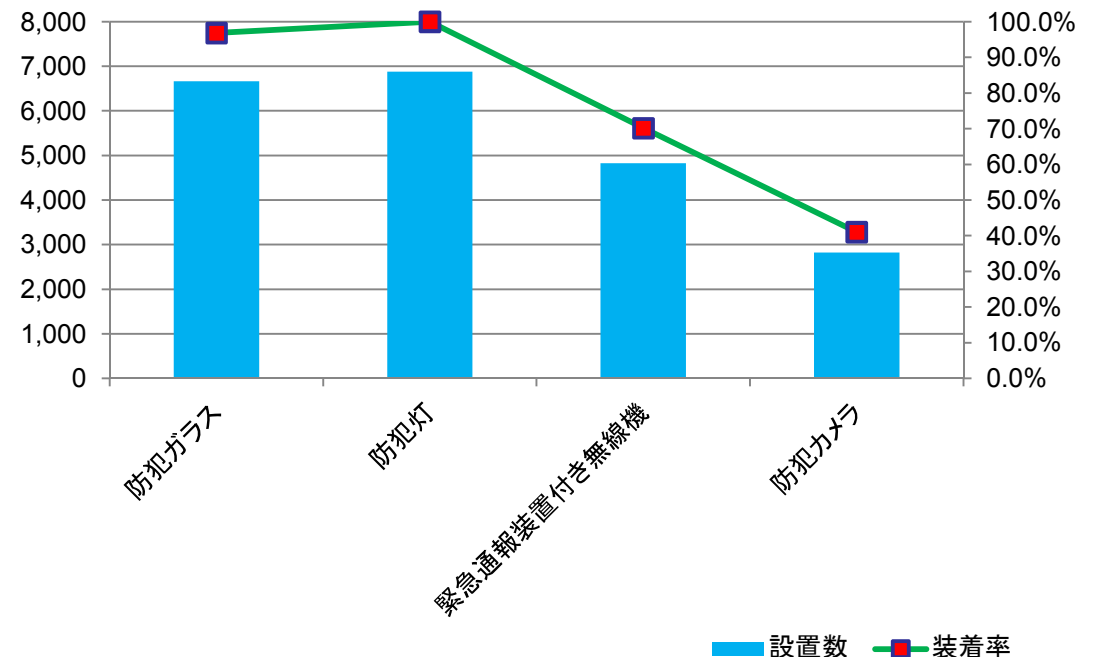
※車両数は法人協会事業者115者の車両数。京浜は非協会員3者除く。

※神タ協会調べ

タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上：防犯装置設置の推移

- ・景気回復の遅れにより、タクシー強盗による被害が発生している。昨年秋には平塚市内で発生したタクシー強盗によって、乗務員の尊い命が失われており、強盗対策の強化が急務である。
- ・タクシー防犯装置は日々進化しており、人命確保に向けた効果の高い装置の導入が進んでいる。

	23年3月末現在	
総車両数	6,883	
	設置数	装着率
防犯ガラス	6,662	96.8%
防犯灯	6,883	100.0%
緊急通報装置付き無線機	4,827	70.1%
防犯カメラ	2,821	41.0%



※神奈川県タクシー協会調べ

防犯灯は100%の設置となっている。防犯カメラは約40%近い設置であり、今後更に導入が進むものと思われる。

観光立国実現に向けた取組:羽田空港国際化への対応

平成23年10月21日に供用開始した羽田空港国際線ターミナルの24時間化に対応すべく、京浜地区への輸送確保として国際線ターミナルタクシー乗り場に京浜地区方面乗り場を設置。

国際線乗り場の概要 → 乗り場1台、待機場12台

国際線タクシー利用者の利便向上策

- ①会話コミュニケーションツールとしての指差し外国語シートの導入
- ②指差し外国語シート携帯タクシーへの車体ステッカーによる表示
- ③「おもてなしの心」を表すためドアサービス、トランクサービスの励行
- ④タクシーセンターによる巡回指導の実施
- ⑤わかりやすいエリア別定額制運賃の導入

供用開始時のエリア:横浜市西区、港北区、川崎市高津区、麻生区の4エリア
横浜・川崎市市内における適用範囲の拡大を申請中

指差しシート図



シート搭載車体ステッカー



観光立国実現に向けた取組:羽田空港国際化への対応

国際線乗り場の状況

タクシー乗り場において、24時間対応や外国人旅客に対する「おもてなしの心」のサービス提供のための研修、「指差し外国語シート」による利用案内、シート搭載車両ステッカー貼付のサービスを開始。オープン当初は航空機の就航便数が少なく利用があるのか手探り状態の運行開始であった。

タクシー乗り場では待機時間が4～5時間待ちの時もあるが、1回当たりの運賃収受額が5000円以上のため、待機場には常に待機車両が控えている状態。羽田国際線の乗り入れで運行回数が7～8回の車両もあった。

23年1月以降は欧州、米国便が増便となり1日の運航便数は70便となっているが、タクシー利用が伸び悩んでいる状況。



待機場における指導

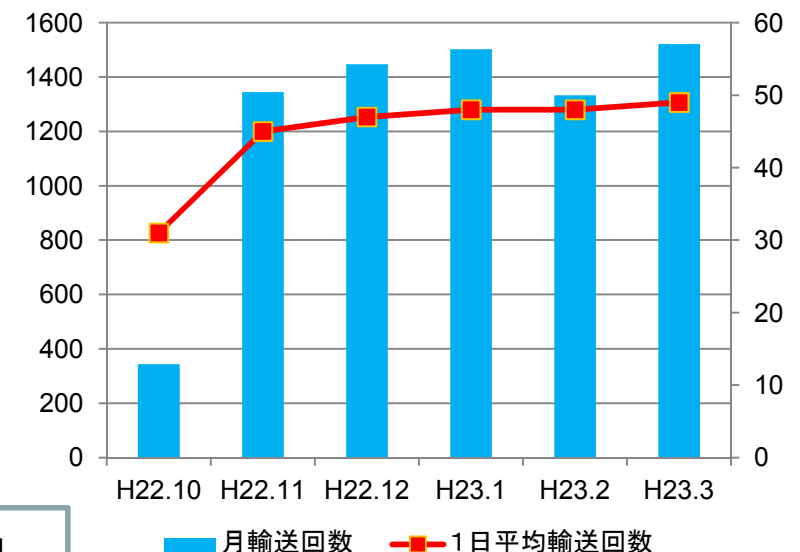
国際線京浜方面乗り場



稼働状況

	東京	神奈川	神奈川 平均(1日)
平成22年10月	3,527回	344回	31 回
平成22年11月	16,055回	1,345回	45 回
平成22年12月	15,048回	1,447回	47 回
平成23年 1月	15,573回	1,502回	48 回
平成23年 2月	14,571回	1,333回	48 回
平成23年 3月	15,479回	1,521回	49 回

利用増加策として→横浜・川崎地区において定額運賃エリアの拡大を申請中



タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり 子育て・妊婦支援タクシー

子育て支援タクシーの状況(三ツ境交通)

○乗務員養成

子育てタクシー乗務員については、養成プログラムを受講させ認可制度を導入。研修終了者には修了書を交付し社内の資格制度としている。

○運営システム

- ・地元子育て団体「NPO法人まんま」とタイアップし、情報を共有するとともに、タクシー会社独自では運営できない面を補ってもらっている。
- ・タクシー内に子育て情報誌を設置し利用者に地域の情報を提供。
- ・NPO法人を通じて、タクシー会社への要望、苦情、お礼の言葉をいただくシステムを構築。これにより、小さな要望等が会社へ届き、サービス改善の種となっている。



子育て乗務員研修中



子供1人を運送

車両搭載チャイルドセット



- ①防水シート ②エチケット袋 ③ティッシュペーパー
④アロマスプレー

運送コース設定

①カンガルー

子供と保護者が同乗する。
(要望に応じて玄関まで荷物の手伝い)

②ひよこ

子供1人で乗車
(事前登録制で通園、通学、祖父母宅への送迎など)

③ふくろう

急なトラブルや夜間の送迎
(夜間、休日病院への送迎、妊婦の方の送迎)



輸送回数

	カンガルー	ひよこ	ふくろう	計
H21年	1,005	78	0	1,083
H22年	1,397	45	1	1,443

- ・子育てニーズに応えた結果、全体の輸送回数が年間で3割増加。
- ・子育て輸送は従来のタクシー運賃と同様で特別な料金はなし。

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
選任している利用者モニターからの意見を事業に反映活用	法人協会、個人協会	短期	・モニターからの苦情・要望等を社内教育資料等として事業者配布。 ・今後、全車両にエコカードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組を検討予定。	・同左
運転者のマナー向上のための教育・研修の充実	法人協会、個人協会	短期	・H23.2外部講師2名による講演会を実施。(H23.2.15、参加人数157名)	・新規参入者(譲渡譲受者)、期限更新者を対象としてマナー向上のための教育・研修を目的として、外部講師を招き講習会を開催。(H22.11.8:123名、H22.6.23:341名、H23.1.19:541名)
ケア輸送サービス充実のために介護資格等の取得及びケア輸送従事者研修会受講の促進	法人協会、個人協会	短・中期	・H23.1EVタクシー導入に伴い神奈川県によるケア講習を実施。(H23.1.25、参加人数63名、実施機関:神奈川県) ・川崎市コールセンター事業連絡協議会による普通救命講習会に参加。(川崎) (随時実施:消防署、参加人数851名)	・福祉輸送に積極的に関与していくため、協会主催のケア講習を検討予定。
「お近くでもどうぞ」を合い言葉にした運転者教育の徹底及び利用者へのPR強化	法人協会、個人協会	短期	・短距離利用者のため周知用のパンフ等の作成を検討予定。	・ステッカー(ちょっとそこまではどうぞ)を車体に貼付、運転者にも徹底を図る。(H22.12より短距離客歓迎キャンペーンステッカー販売中)
早朝予約の積極受注の推進	個人協会	短期		・今後検討予定。
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	法人協会、個人協会	短期	・タクシーの安全性・利便性を利用者に広く理解いただくためのリーフレット作成を両協会でも検討予定。	・同左
マスターズ制度の充実及び参加の促進	個人協会	短期		・事業者の約8割が制度に参加。今後は制度の柔術を図ることを検討。
優良運転者推薦制度の促進	個人協会	短期		・優良適格者を県協会において表彰。その後全国個人タクシー協会まで推薦。(県協会長表彰:9名、全国個人タクシー協会長表彰4名)

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
地理教育制度の充実	法人協会、神奈川タクシーセンター	中期	・タクシーセンターにおいてH22.4より新任乗務員の地理試験を実施。 ・新人以外の研修については検討中。	・実施を目指し検討を予定。
地理モニター制度の導入	個人協会	短期		・現在のモニター制度を活用し、アンケートに加える方向で検討中。
条件に応じたタクシーを検索できるWEBサイトの開設	法人協会	短期	・協会ホームページにタクシーアラカルト(いろいろなタクシー)として様々なサービスを展開している導入事業者を掲載しているが、今後は更に内容の充実に向け検討。	
駅前等における民間活力の導入促進による乗り場(上屋付乗り場、バリアフリー乗り場等)の整備に向けた調整検討	法人協会、個人協会、神奈川タクシーセンター	中期	・タクシー乗り場のスロープ化を横浜市と港南区に申請中(港南台駅) ・乗合バスの民間活力活用の乗り場(上屋)について、タクシー乗り場において設置が可能か乗り場管理者と検討していく予定。	・同左

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

②安全性の維持・向上

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
運行管理者・整備管理者研修の充実	法人協会	短期	・H22.11整備管理者研修を実施。(H22.11.11、参加人数302名) ・H23. 2警察署等の講師による運行管理者研修を実施。(川崎)(H23.2.28、参加人数53名)	
神奈川県主催セーフティチャレンジコンクールへの参加	法人協会	短期	・参加数10,932チーム(3名1組)、32,796名、事故防止に努めている。	
事故防止コンクールの実施	個人協会	短期		・協会において事故防止の一環として、実施を検討予定。
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育の実施	法人協会、個人協会	短・中期	今後検討予定。	・23.3.11の震災を受け教育を検討予定。

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
スピード抑止の装置に関する検討	法人協会、個人協会	中期	・今後検討予定。	・今後検討予定。
他団体(自動車関係団体、二輪車関連団体、自転車関連団体等)と連携した事故防止活動の実施	法人協会、個人協会	短期	・神奈川県警主催による交通安全運動等に連携して交通事故防止を実施。	地元警察より担当者を招き事故防止に向けた研修を開催(開催時期)
AVS(先進安全自動車)の実用化に向けての情報収集	法人協会、個人協会	短期	・今後検討予定。	・今後検討予定。

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

③環境問題への貢献

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
公共施設における低公害車専用乗り場設置等低公害タクシー車両普及促進に関する自治体等への働きかけ	法人協会、個人協会	短期・中期	・EVタクシー導入に伴い病院等に乗り場の確保を自民党に要請。 ・EVタクシーの普及のため、EVタウン支援企業に利用の協力を要請。 ・自治体(横須賀市)からのEV車両貸与による環境貢献及びEV車両普及PRに寄与。 ・アイドリングストップ運動会議及び啓蒙キャンペーン参加(川崎市:年1、2回不定期に主要交差点で開催) ・低公害車両専用乗り場設置に向け今後検討していく予定。	・低公害車両専用乗り場設置に向け法人協会と検討予定。

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

④交通問題、都市問題の改善

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
客待ちタクシーによる道路混雑防止のための対策の構築と徹底	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・協会の交通指導事故防止委員会における街頭指導の実施。 ・センターによる街頭巡回指導の強化。 ・H23.3指導委員研修において、路上駐車禁止を徹底。また、タクシー乗場の設置要望書を関係機関に提出。	・同左
繁華街及び駅周辺路上の違法付け待ち車両排除の街頭指導の強化推進	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・センターにおいて街頭指導重点地域等を指定し、月毎また日常的に街頭指導実施し禁止行為削減に努めている。 ・センターと協会が協力し各地区で問題のある乗場の混雑解消の指導を実施。	・同左
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・主な駅構内タクシー待機場において、乗務員の中から指導者を選定し、乗り場等の美化促進を強化。 ・駅周辺の乗り場美化のため、自治体と連携し清掃を実施。	・同左

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ショットガン方式の導入	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	中期	・川崎駅西口及び戸塚駅西口で実施しているが、新たな導入については今後検討。	・同左
鉄道駅等の混雑防止のための対策としたナンバープレートによる乗り入れ自主規制の導入・充実	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短・中期	・現在横浜及び川崎の一部の駅(JR横浜駅、JR新横浜駅、JR武蔵新城駅他)に於いて実施しているが、その他の駅等については今後必要に応じ検討。	・同左
タクシープールの整備に向けた調整検討	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短・中期	・必要に応じ検討。	・同左
交通問題の顕著な地域での混雑解消(定点観測の実施)	神奈川タクシーセンター	中期	・必要に応じ検討。	・同左
自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策への積極的協力	法人協会、個人協会	短期	・H22.11国土交通省による県内の道路渋滞対策のための道路混雑状況アンケート調査協力。 ・神奈川県道路利用者会議に参画。	・同左
供給過剰状態の解消に向けた取組みの進捗状況の把握及び効果・影響の測定、並びに必要に応じてさらなる供給過剰解消に向	法人協会、個人協会	中期	・経営委員会で検討中。	

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実	法人協会、個人協会	短・中期	・タクシー乗り場の誘導案内表示あり(道路標記、導線については管理会社へ要請、また、更に検討していく)	・同左
都市計画・交通計画との調和が保たれた公共交通機関としてのタクシーの役割に関する自治体との協議の推進	法人協会、個人協会	中期	・今後検討予定。	・同左

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

⑥観光立国実現に向けての取組み

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
外国人利用者向けの指差し翻訳シートの作成と携行	法人協会、個人協会	短期	・羽田空港国際線乗り入れ車両に乗務員が対応できるよう英語・中国・韓国語に対応した「指差しシート」を作成、配布。	・同左
観光タクシー等について観光協会等とのタイアップ強化	法人協会、個人協会	短・中期	・観光立国かながわ推進連絡会議に参画。 ・神奈川EVプロジェクトと箱根EVタウンプロジェクトとの連携より観光促進を図る。	・同左
観光タクシー乗務員講習会の実施	法人協会、個人協会	短期	・外部講師による研修会を検討予定。	・同左

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
鉄道駅等の乗り場における整理・案内係の配置	神奈川タクシーセンター	短・中期	・一部の駅で誘導員配置を実施しているが、今後は乗り場の利用状況により更なる配置を検討。	・同左
羽田空港国際化へ対応した乗り場運営	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・国際線乗り場に24時間対応可能な神奈川専用乗り場を設置。また、定額運賃制を横浜・川崎市地区で導入。	・同左
観光施設における観光タクシー待機場所に係る検討	法人協会、個人協会	中期	・今後検討予定。	・同左

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

⑧タクシー運転者の労働条件の悪化防止、改善・向上

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
労務研修講習会(労務管理・健康管理)の充実、拡充	法人協会	短期	・H23.2労務・経営委員会主催による講習会を実施。又、各支部において労務管理等研修をそれぞれ実施。(H23.2.15、参加人数157名)	

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
食事・休憩可能な提携施設等の確保の検討	法人協会、個人協会	中期	・今後施設等の確保を検討予定。	・今後施設等の確保を検討予定。

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

⑨事業経営の活性化、効率化

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
市場調査、マーケティング等による需給構造分析	法人協会、個人協会	中期	・個人協会との合同実施に向け今後検討予定。	・法人協会と合同実施に向け検討予定。
新たなサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・HPの充実を図り、利用者の新たなサービス要望を把握するための手段を検討していく。	・個人タクシーに関する新たな要望について定期的なアンケート等を検討予定。

自治体とタイアップした活性化事業

かながわEVタクシープロジェクト

平成22年4月に神奈川県、(社)神奈川県タクシー協会、日産自動車(株)の三者により「かながわEVタクシープロジェクト推進協議会」が発足。環境優秀車両であるEV自動車を県民にPRし認知いただくことを目的にEVタクシー普及促進の協力関係が構築された。

○プロジェクト

- ・EVタクシーは環境に配慮した政策だけではなく、福祉面にも配慮した取組を実施。
(EVタクシープロジェクト実施期間中(H25年3月末まで)→障害者割引を1割から2割に拡大。)
- ・箱根EVタウンプロジェクトと連携した観光地におけるEVタクシーの利用拡大。
- ・22年度は県内で22のタクシー事業者が35台のEVタクシーを導入。

○23年度事業(予定)

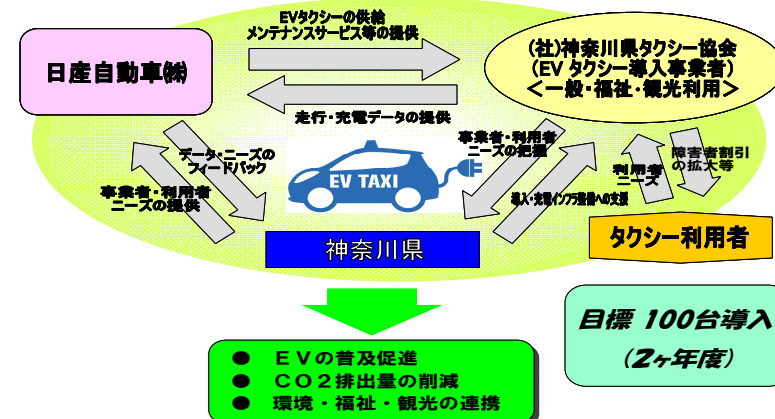
- ・22年度と合わせEVタクシー100台を目指し協力関係を更に強化。

※EVタクシープロジェクトは全国に先駆け23年2月7日に出発式を開催し本格始動。



※写真等資料は神奈川県EVタクシー出発式記者発表資料より

「地球と人に優しい」かながわEVタクシープロジェクト



特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

平成23年3月31日現在

申請日	事業者名	基準車両数 (H20.7.11タク シー車両数) ①	特定事業計画 申請時の車両 数 ②	事業再構築削減数 ③			認定以降 減車数 ④	事業再構築実 施後の車両数 ⑤ ※②-③-④	事業再構築実施後の 供給力削減状況	
				減車数	休車数	計			削減数 ①-⑤	削減率 (①-⑤)/①
H22.5.10	アサヒタクシー(株)	63	60	1	3	4	0	56	7	11.1%
H22.5.10	岡タクシー(有)	51	51	2	1	3	0	48	3	5.9%
H22.5.10	神奈川都市交通(株)	431	409	1	23	24	0	385	46	10.7%
H22.5.10	(株)エヌケイキャブ	65	61	4		4	0	57	8	12.3%
H22.5.10	川崎タクシー(株)	115	109		6	6	0	103	12	10.4%
H22.5.10	京浜交通(株)	190	180	10		10	0	170	20	10.5%
H22.5.10	東宝タクシー(株)	63	59		3	3	0	56	7	11.1%
H22.5.10	朋栄交通(株)	30	28	1		1	0	27	3	10.0%
H22.5.10	東栄興業(株)	68	60		2	2	0	58	10	14.7%
H22.5.10	真金タクシー(株)	40	37	2		2	0	35	5	12.5%
H22.5.10	三ツ境交通(有)	32	29		1	1	0	28	4	12.5%
H22.5.10	横須賀タクシー(株)	35	35	1		1	0	34	1	2.9%
H22.5.10	ラビット交通(株)	29	25			0	0	25	4	13.8%
H22.5.10	臨港タクシー(株)	27	27	1		1	0	26	1	3.7%
H22.5.11	京急文庫タクシー(株)	54	53	6		6	0	47	7	13.0%
H22.5.11	大和交通(株)	45	42	3		3	0	39	6	13.3%
H22.5.11	横浜北交通(株)	57	60	6		6	0	54	3	5.3%
H22.5.12	京急横浜自動車(株)	90	83	3		3	0	80	10	11.1%
H22.5.12	平和交通(株)	685	650	6		6	0	644	41	6.0%
H22.5.13	生田交通(株)	30	30	2	1	3	0	27	3	10.0%
H22.5.13	慶桜交通(株)	53	50	3		3	0	47	6	11.3%
H22.5.13	日の出タクシー(株)	24	24	1		1	0	23	1	4.2%
H22.5.14	(株)共同	19	19	1		1	0	18	1	5.3%
H22.5.14	コスモ交通(株)	52	52	3	3	6	0	46	6	11.5%
H22.5.14	すみれ交通(有)	27	25	1		1	0	24	3	11.1%
H22.5.17	(株)今井運送	44	47	1		1	0	46	-2	-4.5%
H22.5.17	ケイエム国際タクシー(株)	90	85	5		5	0	80	10	11.1%
H22.5.17	サンタクシー(株)	45	42	3		3	0	39	6	13.3%
H22.5.17	三和交通(株)	131	124	7		7	0	117	14	10.7%
H22.5.17	大明交通(株)	50	44			0	0	44	6	12.0%
H22.5.17	東海交通(株)	28	28			0	0	28	0	0.0%
H22.5.17	ノボリ興業(株)	15	20	3		3	0	17	-2	-13.3%
H22.5.17	富士電物流(株)	63	59		3	3	0	56	7	11.1%
H22.5.18	オリオンタクシー(株)	52	49			0	0	49	3	5.8%
H22.5.18	(株)ケイサンタクシー	61	54	1		1	0	53	8	13.1%
H22.5.18	(株)セブン	0	10			0	0	10	-10	
H22.5.18	(株)富士タクシー	51	48	3		3	0	45	6	11.8%
H22.5.18	国際交通(株)	60	57	4		4	0	53	7	11.7%
H22.5.18	五光交通(株)	37	35	2		2	0	33	4	10.8%
H22.5.18	新横浜交通(株)	30	26			0	0	26	4	13.3%

特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

平成23年3月31日現在

申請日	事業者名	基準車両数 (H20.7.11タク シー車両数) ①	特定事業計画 申請時の車両 数 ②	事業再構築削減数 ③			認定以降 減車数 ④	事業再構築実 施後の車両数 ⑤ ※②-③-④	事業再構築実施後の 供給力削減状況	
				減車数	休車数	計			削減数 ①-⑤	削減率 (①-⑤)/①
H22.5.18	瀬谷交通(有)	21	18			0	0	18	3	14.3%
H22.5.18	ソーマ交通(株)	37	35	3		3	0	32	5	13.5%
H22.5.18	ひまわり交通(株)	80	77	1	4	5	0	72	8	10.0%
H22.5.18	平成交通(株)	24	24	1	1	2	0	22	2	8.3%
H22.5.18	宮園交通(株)	63	57	2		2	0	55	8	12.7%
H22.5.18	明治自動車(株)	31	29	2		2	0	27	4	12.9%
H22.5.18	明生タクシー(株)	60	57		3	3	0	54	6	10.0%
H22.5.18	メトロ自動車(株)	170	161	9		9	0	152	18	10.6%
H22.5.19	(株)イケダ自動車	0	10			0	0	10	-10	
H22.5.19	京急中央交通(株)	60	60	3		3	0	57	3	5.0%
H22.5.19	京急三崎タクシー(株)	18	18			0	0	18	0	0.0%
H22.5.19	港北交通(株)	38	38	2		2	0	36	2	5.3%
H22.5.19	サン岡タクシー(有)	11	11	1		1	0	10	1	9.1%
H22.5.19	新善交通(株)	36	36	4		4	0	32	4	11.1%
H22.5.19	天台交通(株)	102	83		2	2	0	81	21	20.6%
H22.5.19	船越タクシー(株)	28	28	1		1	0	27	1	3.6%
H22.5.19	北斗タクシー(株)	60	57	1		1	0	56	4	6.7%
H22.5.19	(有)高田交通	15	14			0	0	14	1	6.7%
H22.5.20	(株)ワイキャブ	84	84	6		6	0	78	6	7.1%
H22.5.20	川崎交通産業(株)	50	50	3	2	5	0	45	5	10.0%
H22.5.20	京浜ハイヤー(株)	148	162	17		17	0	145	3	2.0%
H22.5.20	新興タクシー(株)	108	102	6		6	0	96	12	11.1%
H22.5.20	スタジアム交通	113	130	13		13	0	117	-4	-3.5%
H22.5.20	第一交通(株)	41	40	5		5	0	35	6	14.6%
H22.5.20	大栄交通(株)	100	95	6		6	0	89	11	11.0%
H22.5.20	多摩川ハイヤー(株)	36	34		2	2	0	32	4	11.1%
H22.5.20	南進自動車(株)	42	39	2		2	0	37	5	11.9%
H22.5.20	日野交通(株)	90	85		4	4	0	81	9	10.0%
H22.5.20	ヒノデ第一交通(株)	102	102	12		12	0	90	12	11.8%
H22.5.20	富士見交通(株)	50	50	6		6	0	44	6	12.0%
H22.5.20	芙蓉交通(株)	31	30	1		1	0	29	2	6.5%
H22.5.20	みかさ交通(株)	19	18			0	0	18	1	5.3%
H22.5.20	溝口交通(有)	15	14		1	1	0	13	2	13.3%
H22.5.20	(有)いづみタクシー	46	43			0	0	43	3	6.5%
H22.5.20	(有)富士タクシー	26	26	1		1	0	25	1	3.8%
H22.5.20	ワールド交通(株)	50	76	8		8	0	68	-18	-36.0%
H22.5.21	神奈中ハイヤー横浜(株)	104	92			0	0	92	12	11.5%
H22.5.21	(株)青葉交通	10	10			0	0	10	0	0.0%
H22.5.21	(株)ベストワークジャパン	23	23			0	0	23	0	0.0%
H22.5.21	(株)八重洲タクシー	60	60			0	0	60	0	0.0%

特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

平成23年3月31日現在

申請日	事業者名	基準車両数 (H20.7.11タク シー車両数) ①	特定事業計画 申請時の車両 数 ②	事業再構築削減数 ③			認定以降 減車数 ④	事業再構築実 施後の車両数 ⑤ ※②-③-④	事業再構築実施後の 供給力削減状況	
				減車数	休車数	計			削減数 ①-⑤	削減率 (①-⑤)／①
H22.5.21	神奈中ハイヤー(株)	61	51			0	0	51	10	16.4%
H22.5.21	金港交通(株)	247	205			0	0	205	42	17.0%
H22.5.21	京王自動車(株)	109	103	6		6	0	97	12	11.0%
H22.5.21	三栄交通(株)	21	19	2		2	0	17	4	19.0%
H22.5.21	三慶交通(株)	78	74		4	4	0	70	8	10.3%
H22.5.21	相鉄自動車(株)	50	50	5		5	0	45	5	10.0%
H22.5.21	高砂交通(株)	30	30	2		2	0	28	2	6.7%
H22.5.21	多摩田園タクシー(株)	42	41	2		2	0	39	3	7.1%
H22.5.21	東都城北タクシー(株)	47	44			0	0	44	3	6.4%
H22.5.21	日の丸自動車興業(株)	160	152	9		9	0	143	17	10.6%
H22.5.21	ひばり交通(株)	62	58		3	3	0	55	7	11.3%
H22.5.21	富士交通(有)	32	30		1	1	0	29	3	9.4%
H22.5.21	二重交通(株)	42	40	2		2	0	38	4	9.5%
H22.5.21	フラワー交通(株)	26	24			0	0	24	2	7.7%
H22.5.21	港タクシー(株)	34	30	1		1	0	29	5	14.7%
H22.5.21	(有)キョーシン	50	50	3	2	5	0	45	5	10.0%
H22.5.21	(有)山岡興産	15	15			0	0	15	0	0.0%
H22.5.21	臨港交通(株)	100	87	3		3	0	84	16	16.0%
H22.5.21	和同交通(株)	77	73		4	4	0	69	8	10.4%
H22.5.24	アイ(株)	37	32			0	0	32	5	13.5%
H22.5.24	(株)クワハラ	21	21			0	0	21	0	0.0%
H22.5.24	湘南交通(株)	107	101		5	5	0	96	11	10.3%
H22.5.26	(株)グリーンキャブ	46	46	3	2	5	0	41	5	10.9%
H22.5.26	日本サントスキャブ(株)	73	69	2	3	5	0	64	9	12.3%
H22.5.28	エースラインズ(株)	63	58	3		3	0	55	8	12.7%
H22.5.28	松村運輸(株)	47	47	4		4	0	43	4	8.5%
H22.6.2	カナガワ交通(株)イースタン	108	102		5	5	0	97	11	10.2%
H22.6.2	向ヶ丘交通(株)イースタン	51	51	3	3	6	0	45	6	11.8%
H22.6.4	飛鳥交通神奈川(株)	235	222		11	11	0	211	24	10.2%
H22.6.4	飛鳥交通川崎(株)	66	62		3	3	0	59	7	10.6%
H22.6.10	戸塚交通(有)	20	20			0	0	20	0	0.0%
H22.6.17	(有)オーク	10	10			0	0	10	0	0.0%
H22.6.18	(有)アトム交通	10	10			0	0	10	0	0.0%
H22.6.22	東京ヤサカ自動車(株)	50	50	6		6	0	44	6	12.0%
H22.7.5	阿部商会	0	16			0	0	16	-16	
H22.7.5	関東中央交通(株)	27	27	1		1	0	26	1	3.7%
H22.7.16	NPO法人サイドワークスネキスト	20	20	5		5	2	13	7	35.0%
H22.9.2	(株)ファイブサン	21	21	2		2	0	19	2	9.5%
京浜交通圏計		7,629	7,325	267	111	378	2	6,945	684	8.97%

(注1) 基準車両数が0である場合、削減率の計算【上記(①-⑤)／①】ができないため削減率欄を空欄としている。

(注2) 当初認定後に事業再構築を含む特定事業計画追加申請を実施している車両数を含む。